

設計者	審査者

設計業務委託料算定書

委託名：令和8年度 中学校屋内運動場空調設備設置工事設計業務委託

内 訳 書

業 務 委 託 名 令和8年度 中学校屋内運動場空調設備設置工事設計業務委託

業 務 委 託 場 所 富岡市富岡外地内

内 訳 書

項 目	数 量	単 位	単 価	金 額	適 用
A 設計費	1	式			
B 諸経費	1	式			技術経費共
C 特別経費	1	式			
業 務 価 格	1	式			
消 費 税 相 当 額	1	式			税率 10%
合 計	1	式			

■設計業務委託料等の積算書

積算根拠: 群馬県建築設計業務等積算基準(令和6年7月1日版)

委託業務名	令和8年度 中学校屋内運動場空調設備設置工事設計業務委託				
委託場所	富岡市富岡外地内	委託期間	契約日	~	令和8年11月27日
構造・階数	鉄骨造	階数	地上	階	地下 - 階
床面積の合計	S= _____ m ²				
建築物の種類	第 7 号 第 1 類				
建築物の用途等	【教育施設】幼稚園、小学校、中学校、高等学校等				
建築物の具体的用途	中学校屋内運動場				

委託業務内容	実施設計	業務分野	総合+設備
計画通知手続業務	無し		

【一般業務】業務人・時間数	意 匠			構 造			電 気			機 械		
	図面A (簡易)	図面B (標準)	図面C (複雑)	図面A (簡易)	図面B (標準)	図面C (複雑)	図面A (簡易)	図面B (標準)	図面C (複雑)	図面A (簡易)	図面B (標準)	図面C (複雑)
複雑度の設定 増減率の設定(適宜) (標準)A:0.6、B:1.0、C:1.4												
想定 図面枚数 [枚]												
換算 図面枚数 [枚]												
業務人・時間数係数 [人・時間/枚]												
業務人・時間数 [人・時間]												
合 計 [人・時間]												

【積算業務】業務人・時間数	意 匠			構 造			電 気			機 械		
	図面A	図面B	図面C	図面A	図面B	図面C	図面A	図面B	図面C	図面A	図面B	図面C
換算図面枚数(積算算定用) [枚]												
実施設計に係る 業務人・時間数係数 [人・時間/枚]												
実施設計に係る 業務人・時間数 [人・時間]												
積算 業務人・時間数 [人・時間]												

【追加業務】業務人・時間数	意 匠			構 造			電 気			機 械		
	図面A	図面B	図面C	図面A	図面B	図面C	図面A	図面B	図面C	図面A	図面B	図面C
その他 追加業 務量	概略工事工程表作成											
業務人・時間数 合計												

業務人・時間数の算定		意 匠	構 造	電 気	機 械
業務量合計 [人・時間]	一般業務				
	積算業務				
	追加業務				
	合 計				

設計業務等委託料の算定	
(A)直接人件費	= 業務量合計 [人・時間] × 技師C単価 [円/日]/ [時間/日] = [] [円]
(B)諸経費	= 直接人件費 [円] × 諸経費率 = [] [円]
(C)技術料等経費	= { 直接人件費 [円] + 諸経費 [円] } × 技術料等経費率 = [] [円] ※他の設計等業務との一括委託: 無し(技術料等経費の端数処理有り)
(D)特別経費	= [] [円] <ul style="list-style-type: none"> ・電子納品対応 ・RIBCライセンス ・アスベスト含有分析調査
	業務価格 (A)+(B)+(C)+(D) = [] [円]
	消費税等相当額 (10 %) = [] [円]
	設計業務等委託料 = [] [円]

想定図面目録(建築)

工種	番号	図面名	内容	複雑度	想定図面枚数			図面1枚毎の CAD等 影響度 (0~1)	換算 図面 枚数	換算後想定図面枚数		
					図面 A	図面 B	図面 C			図面 A	図面 B	図面 C
建築 意匠	A- 1	特記仕様書		A	3							
	A- 2	工事区分表		A								
	A- 3	外部仕上表		A								
	A- 4	内部仕上表		A								
	A- 5	案内・配置図		A	3							
	A- 6	仮設計画図		A								
	A- 7	各階平面図		B	3							
	A- 8	屋根伏図		B								
	A- 9	立面図		B								
	A- 10	断面図		B								
	A- 11	平面詳細図		C								
	A- 12	断面詳細図		C								
	A- 13	天井伏図		B								
	A- 14	部分詳細図		C	3							
	A- 15	展開図		B								
	A- 16	建具キープラン		A								
	A- 17	建具表		B								
	A- 18	サインキープラン		A								
	A- 19	サイン詳細図		A								
	A- 20	外構図		B								
	A- 21	植栽図		B								
	A- 22	撤去図		B								
	A- 23	既存部改修図	断熱改修	C	3							
	A- 24	各種参考図		A								
	A- 25											
	A- 26											
	A- 27											
	A- 28											
	A- 29											
	A- 30											
合計					15							

工種	番号	図面名	内容	複雑度	想定図面枚数			図面1枚毎の CAD等 影響度 (0~1)	換算 図面 枚数	換算後想定図面枚数		
					図面 A	図面 B	図面 C			図面 A	図面 B	図面 C
建築 構造	S- 1	特記仕様書		A								
	S- 2	RC標準図		A								
	S- 3	S標準図		A								
	S- 4	柱状図		A								
	S- 5	基礎伏図		B								
	S- 6	床伏図		B								
	S- 7	軸組図		B								
	S- 8	部材リスト		B								
	S- 9	配筋詳細図		C								
	S- 10	鉄骨詳細図		C								
	S- 11	外階段・渡廊下詳細図		C								
	S- 12											
	S- 13											
	S- 14											
	S- 15											
合計					0							

想定図面目録(設備)

工種	番号	図面名	内容	複雑度	想定図面枚数			図面1枚毎の CAD等 影響度 (0~1)	毎の 換算 図面 枚数	換算後想定図面枚数		
					図面 A	図面 B	図面 C			図面 A	図面 B	図面 C
電気設備	E- 1	特記仕様書		A	3							
	E- 2	凡例		A								
	E- 3	案内・敷地図		A								
	E- 4	構内配電図		B								
	E- 5	受変電設備図		C	3							
	E- 6	非常用発電設備		B								
	E- 7	幹線設備	結線図	C	3							
	E- 8		系統図	A								
	E- 9	電灯・コンセント設備	平面図	B	3							
	E- 10		平面図	B								
	E- 11	非常用照明設備	器具図	A								
	E- 12		平面図	B								
	E- 13	放送設備	器具図	A								
	E- 14		系統図	A								
	E- 15	電話・情報・時計設備	平面図	B								
	E- 16		器具図	A								
	E- 17	機械警備設備	系統図	A								
	E- 18		平面図	B								
	E- 19	音響設備	器具図	A								
	E- 20		系統図	A								
	E- 21	避雷設備	平面図	B								
	E- 22		器具図	A								
	E- 23	テレビ共聴設備	系統図	A								
	E- 24		平面図	B								
	E- 25	インターホン設備	器具図	A								
	E- 26		系統図	A								
	E- 27	自動火災報知設備	平面図	B								
	E- 28		器具図	A								
	E- 29	撤去図	系統図	A								
	E- 30		平面図	B								
	E- 31	既存部改修図	系統図	A								
	E- 32		平面図	B								
	E- 33	昇降機設備	機器図	A								
	E- 34		系統図	A								
	E- 35	配線図	平面図	B								
	E- 36		器具図	A								
	E- 37	撤去図	系統図	A								
	E- 38		平面図	B								
	E- 39	既存部改修図	系統図	A								
	E- 40		平面図	B								
		合計			15							

工種	番号	図面名	内容	複雑度	想定図面枚数			図面1枚毎の CAD等 影響度 (0~1)	毎の 換算 図面 枚数	換算後想定図面枚数		
					図面 A	図面 B	図面 C			図面 A	図面 B	図面 C
機械設備	M- 1	特記仕様書		A	6							
	M- 2	凡例		A	3							
	M- 3	案内・敷地図		A								
	M- 4	給排水衛生設備	機器表	A								
	M- 5		器具表	A								
	M- 6		屋外平面図	B								
	M- 7		捩リスト	A								
	M- 8		平面図	B								
	M- 9	消火設備	平面詳細図	C								
	M- 10		系統図	B								
	M- 11		平面図	B								
	M- 12	医療用ガス設備	系統図	B								
	M- 13		平面図	B								
	M- 14	脱臭設備	詳細図	C								
	M- 15		機器表	A								
	M- 16	空調換気設備	平面図	B								
	M- 17		機器表	A	3							
	M- 18		制気ロリスト	A								
	M- 19	ダクト平面図	ダクト平面図	A								
	M- 20		ダクト詳細図	C								
	M- 21	自動制御設備	配管平面図	B	3							
	M- 22		計装図	A	3							
	M- 23	撤去図	機器表	A								
	M- 24		平面図	A								
	M- 25	既存部改修図	系統図	A								
	M- 26		平面図	B								
	M- 27	撤去図	系統図	A								
	M- 28		平面図	B								
	M- 29	既存部改修図	系統図	A								
	M- 30		平面図	B								
		合計			27							

設 計 委 託 仕 様 書

1. 設計委託の名称 令和8年度 中学校屋内運動場空調設備設置工事設計業務委託

2. 業務概要

設計業務の概要は次のとおりである。

(1) 本業務の概要

本業務は、富岡市内中学校3校の屋内運動場において、夏季における熱中症のリスクから生徒等を守ること及び快適な施設環境を確保すること等を目的として、空調設備の設置をするための実施設計業務である。

(2) 建築物の概要

対象中学校の概要は次のとおりである。

学校名	富岡中学校	西中学校	南中学校
用途	中学校	中学校	中学校
対象建築物	屋内運動場	屋内運動場	屋内運動場
構造	鉄骨造	鉄骨造	鉄骨造
建築年月	平成27年3月	昭和49年12月	昭和60年2月
階数	地上2階	地上1階	地上1階
延べ面積	1,026㎡	713㎡	785㎡
空調対象部分	アリーナ	アリーナ	アリーナ
対象部分面積	702.9㎡	598.5㎡	692.8㎡
工事場所	富岡市富岡864番地	富岡市宮崎20番地	富岡市中高瀬1118番地

3. 委託期間 自 令和8年6月1日

至 令和8年11月27日

※概算工事費については令和8年8月31日には提出すること。

4. 設計における基本的な方針

本設計業務では、施設の用途、工事の目的等を十分に把握し、市有施設として求められる安全、環境、景観、コスト、保全等に対する配慮を行い、長期的な視野において多様性及び柔軟性の高い設計を行うことを基本的な方針とする。また、受託者の創意工夫、新技術の提案等についても期待するものである。また、設計にあたり空調効率向上のための断熱改修工事についても併せて検討を行うものとする。

5. 設計業務

次の設計業務を行う。

(1) 設計内容報告書の作成

ア 設計方針

イ 工法、材料等の比較検討及び選定理由

ウ コスト算定（イニシャルコスト及びランニングコストの算定書の作成）

エ 施工及び維持管理上の注意事項

オ 提案（色彩、使用材料、備品等）

(2) 実施設計図の作成

(3) 各計算書の作成

(4) 特記仕様書の作成

(5) 工事費内訳書の作成(学校ごとに内訳書を作成すること)

工事費内訳書は**営繕積算システム(RIBC2)**により作成する。

〔一般財団法人建築コスト管理システム研究所HP (<http://www.ribc.or.jp/>)参照〕
システム使用に際しレンタル契約が必要となる。

(6) 建築基準法令、消防法令、環境保全等に関する諸法令、その他監督員の指示する関係法令に基づく必要な手続き、打合せ

(7) 改修工事に伴うアスベスト含有調査

(8) 概略工程表の作成

(9) その他、監督員の指示する資料の作成

6. 適用図書

原則として次に掲げる図書に基づき設計を行う。なお、各図書は最新版による。

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編及び機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編及び機械設備工事編）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書及び同解説
- ・ 公共建築木造工事標準仕様書
- ・ 公共建築工事積算基準及び同解説
- ・ 建築設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計指針
- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備耐震設計及び施工指針
- ・ 建築設備数量積算基準及び同解説
- ・ 電気設備の技術基準
- ・ 内線規定
- ・ その他関係法令、要綱及び各種基準

7. 業務の施行

- (1) 受託者は監督員の指示に従い、本業務に必要な調査を行い、また関係法令に基づいて遂行する。
- (2) 業務の内容に疑義が生じる場合は速やかに監督員と協議を行い、承諾を受けた後業務を進める。
- (3) 業務の詳細及び当該工事の範囲について、生徒及び学校関係者の安全を第一に考え、工程、機器の搬入及び搬出方法を検討する。
- (4) 施工時における施設運用停止期間や行事への影響を十分考慮する。
- (5) 現地調査を十分に行い、業務を進める。
- (6) 発注者は必要に応じ、受託者へ資料を貸与する。
- (7) 設計図書の様式、設計図の縮尺等は監督員の指示を受けなければならない。

8. 実施設計業務上の配慮事項

(1) 平面計画

- ・生徒が安心かつ快適に利用することができるよう、設置場所の検討を行い、周辺の住環境と調和のとれる景観計画とすること。
- ・意匠設計にあたり、富岡市景観条例及び関係法令を遵守すること。
- ・各設備の配置について、関係者の意見を十分に反映させること。

(2) 設備計画

- ・環境負荷の少ない設備機器等の導入について十分検討し、省エネルギー性に優れた機器の選定を行うこと。
- ・操作性のよい機器を選定すること。
- ・適切な容量を確保して、経済性の高い計画とすること。
- ・断熱改修の工法については、コスト面に配慮すること。

9. 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義のあるときは監督員と協議しなければならない。

10. 管理技術者および照査技術者の選任について

管理技術者と照査技術者をそれぞれ選任する。

管理技術者および照査技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者が管理技術者を行い、受注者が会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・建築士法第2条第2項に規定する一級建築士

11. 手続き書類の提出

- (1) 受託者は、本業務に着手するときに、次の手続き書類を提出し、承諾を得なければならない

い。

ア 課税（免税）事業者届出書

イ 管理技術者選任通知書

ウ 照査技術者選任通知書

エ 業務工程表

オ 業務一部再委託承認願

カ 設計担当者名簿及び履歴書、協力技術者名簿並びに事務所経歴書

キ その他、監督員の指示する書類

(2) 受託者は、本業務が完了したときは、業務完了通知書を提出しなければならない。

1 2. 成果品の提出

受託者は、本業務が完了したときに、遅滞なく次に掲げる成果品を提出しなければならない。

(1) 業務に関する成果品

ア 設計内容報告書

イ 設計書（工事費内訳書）

ウ 設計図（実施設計図・特記仕様書等）

エ 各種計算書

オ 各種見積書（3者以上 比較表共）

(2) 打合せ議事録

(3) 電子データ（JW-CAD及びPDF）

(4) その他、監督員の指示によるもの

1 3. 貸与資料

発注者は、次の資料を受託者に貸与する。

(1) 営繕積算システム（RIBC2）のデータ

(2) その他、監督員が必要と認めた資料

1 4. 成果品の著作権

成果品の著作権は発注者に帰属することとする。また、受注者は成果品を発注者の許可無く他に利用、公表、貸与できないものとする。

1 5. 重要事項説明

受託者は、発注者に対し、建築士法第24条の7に基づき、契約に先立って、契約の内容及びその履行に関する事項の説明を書面をもって行うこと。

1 6. 書面の交付

受託者は、契約を締結したときは、発注者に対し、建築士法第24条の8に基づく書面

を交付すること。ただし、同法第22条の3の3により書面を相互に交付して契約を行った場合はこの限りでない。

17. 業務計画書の作成

業務の遂行にあたり、契約締結後14日以内に業務計画書の作成を行う。

(1) 記載内容

- ア 業務概要
- イ 打合せ計画
- ウ 業務実施体制
- エ 業務詳細工程
- オ 業務フローチャート
- カ 使用する基準及び主な図書
- キ アスベスト調査計画
- ク 提出成果品
- ケ その他 監督員の指示する事項

18. 守秘義務

業務も実施過程で知り得た秘密について第三者に漏らしてはならない。